

「土木工事の技術基準」に関する質疑応答

H23.4.27版

番号	基準名・ページ	質問	回答	備考
1	00土木工事共通仕様書 全般	「設計図書に関しては監督員と協議」とは、「設計図書で決められていること以外のこと」と解釈してよいのでしょうか。	設計図書（仕様書、図面等）に記載されている内容が現場条件等とは異なる状況となった場合に監督員と協議を行う、と解釈してください。なお、これまで同様、工事施工中の疑義に関しては、遠慮なく監督員にご相談ください。	
2	00土木工事共通仕様書 P.1-1-14 工事書類簡素化試行要領 番号47	簡素化試行要領において、「排ガス対策型及び低騒音機械を使用する場合、施工現場において使用する機械の写真の監督員への提出は不要」とあるが施工状況写真での提出は必要か。	不要です。	工事書類簡素化試行要領の取組内容を、H22.7改定において共通仕様書に反映しています。
3	05出来形管理基準 1-108～1-109 3.2.14.2.1 「一般施工 法面工 共通」	改定前は「盛土法長」の規格値がありましたが、改定後はなくなっているようです。削除されたのでしょうか。	今回の改定で削除されています。 「盛土法長」の測定項目・規格値・測定基準については、P.1-2「1.2.3.3土工 河川・海岸・砂防土工 盛土工」、P.1-6「1.2.4.3土工 道路土工 路体盛土工」における「法長」の規格値に準拠してください。	
4	05出来形管理基準 1-40～1-43ほか 3.2.6.7.2～3.2.6.7.4ほか	上層路盤工の測定項目で、「基準高」がなくなっていますが、管理しなくてよいのでしょうか。	上層路盤工の基準高管理は不要です。	
5	05出来形管理基準 1-40～ 3.2.6.7.1ほか	「幅はセンター振り分けで測定する。」とありますが、拡幅の場合、道路のセンター（道路中心線）なのか、座標（測量中心線）によるセンターなのでしょうか。	舗装工の幅の出来形は、道路中心線での管理をお願いします。	
6	06品質管理基準 P.2「塩化物総量規制」 工事書類簡素化試行要領 番号67	コンクリートの品質管理基準「塩化物総量規制」の摘要欄に「無筋コンクリート（用心鉄筋があるものを含む）は省略できるとあるが、簡素化要領の「用心鉄筋を有さないものは省略できる」となっています。どちらが正しいのでしょうか。	品質管理基準を正としてください。 なお、工事書類簡素化試行要領は平成22年4月版であり、情報が古いため、近日中に改正します。	
7	06品質管理基準 P.8	プラントの「温度測定」の規格値に「配合設計で決定した温度」とあるが、これは現場に対応していません。 配合設計で決定した温度では、冬期は温度が低すぎて舗設できないことがあります。プラントと現場の配合は分けて考えなければいけないのではないのでしょうか。	プラントでは、目標締固温度（110℃以上）から、舗設時や運搬時の温度低下を考慮して目標とする混合温度を設定していると考えております。施工において「配合設計で決定した温度」と異なるような場合があれば、アスファルト合材の品質（混合温度）について、プラント側と協議してください。	

「土木工事の技術基準」に関する質疑応答

H23.4.27版

番号	基準名・ページ	質問	回答	備考
8	06品質管理基準 07写真管理基準	改正後の品質管理基準では、「セメントコンクリート製品」が削除されていますが、どのように対応すればよいのでしょうか。	セメントコンクリート製品については、「土木工事の統一事項」に掲載している「セメントコンクリート製品の使用の取扱要領」及び「写真管理基準」に基づき管理を実施してください。	
9	07写真管理基準 全般	出来形管理基準の測定頻度で写真管理を求められる場合があります。	出来形管理基準の測定頻度と写真管理基準の撮影頻度は必ずしもリンクするものではありません。写真管理は、写真管理基準の撮影頻度により行ってください。	
10	07写真管理基準 全般	安全管理写真、使用材料写真は、「施工状況写真」「出来形管理写真」「品質管理写真」とは別冊とするのか。または、どれかに含めるのか。	安全管理写真は「施工状況写真」に含めてください。使用材料写真は、「品質管理写真」に含めてください。 なお、工事写真は、下記を参考に4分冊で整理をお願いします。 1 検査写真（完成検査、中間検査） 2 施工状況写真 （1）着手前及び完成写真 （2）施工状況写真 （3）安全管理写真 （4）災害写真 （5）事故写真 （6）その他（公害、環境、補償等）工事写真 3 品質管理写真 4 出来形管理写真	
11	09土木工事施工管理の統一事項 P. 2-9-10	通知書と確認書について、改定前の記載例では「総括監督員」となっていますが、改定後は「主任監督員」となっています。作成例のとおり「主任監督員」でよろしいのでしょうか。	「総括監督員」が置かれている工事では、総括監督員と主任監督員を併記してください。	「土木工事施工管理の統一事項」を一部改定予定です。
12	09土木工事施工管理の統一事項 P. 2-1-2	監督員に提出するようになっている「廃棄物処理計画書」は、様式が添付されていないが、提出は必要ですか。	様式について特に定めたものはないようですが、「建設廃棄物処理指針（平成22年度版）」によると、元請業者（排出事業者）は、廃棄物の処理方法を記載した廃棄物処理計画書を作業所ごとに作成し、発注者の要求に応じて提出する必要があります。なお、計画書の記載内容については、同指針に規定されています。監督員より提出を求められた場合は、提出してください。	「土木工事施工管理の統一事項」を一部改定予定です。 ※「建設廃棄物処理指針（平成22年度版）」は環境省のホームページで入手することができます。